

## 和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款について

この約款（以下「本約款」という。）は、幕別町農業協同組合（以下「当組合」という。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」という。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当組合から譲り受ける者（以下「ユーザー」という。）は、本約款に従い本和牛遺伝資源を利用しなければなりません。

### 第1条（適用の範囲）

本約款は、当組合とユーザーの間で取り引きする本和牛遺伝資源に関して、その利用に関わる一切の關係に適用されます。

### 第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用する場合、または第三者へ譲り渡す場合、以下の行為はできません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

### 第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合、本約款と同様の内容を当該第三者に義務付けなければなりません。

### 第4条（規約の変更）

当組合は、必要があると判断した場合、ユーザーに通知することなく本規約を変更することができるものとする。

付則 本約款は、令和2年10月1日より施行する。

以上